

変更理由書

本書は、大田原都市計画道路 3・3・3 号野崎こ線橋通りの変更理由を示したものである。

1 都市計画の位置・現況等

大田原都市計画道路 3・3・3 号野崎こ線橋通りは、那須塩原市一区町（国道 461 号との交差点部）を起点として、大田原市上石上（那須塩原市行政境、(一)関谷上石上線との交差点部）へと至る延長約 5,130m の幹線街路である。

本路線は、本路線に接続する那須都市計画道路 3・4・3 号黒磯那須北線、那須塩原都市計画道路 3・3・2 号黒磯那須北線及び那須塩原都市計画道路 3・3・9 号産業通りと一体となり、那須町から大田原市までの県北地区を広域的に結ぶ都市計画道路ネットワークの一部を構成する幹線街路である。

また、『大田原市都市計画区域の整備、開発及び保全に関する方針』では地域拠点地区や生活拠点地区の形成、拠点地区間及び周辺地域との移動や連携の促進を図る軸である『都市内道路軸』として位置付けており、一部区間については整備が進められてきた路線である。

路線沿線には野崎工業団地や野崎第二工業団地が立地し、大田原市の産業の拠点として、将来にわたり持続的なまちづくりが求められている。

2 変更の理由

本路線は、接続する那須塩原都市計画道路 3・3・9 号産業通り、那須塩原都市計画道路 3・3・2 号黒磯那須北線及び那須都市計画道路 3・4・3 号黒磯那須北線と一体となり、大田原市から那須町までの県北地区を広域的に結ぶ都市計画道路ネットワークを形成しており、拠点の形成や安定的な物流の確保及び産業振興に寄与する重要な幹線道路である。

以上の路線の性格を踏まえ、自動車交通の円滑化と歩行者及び自転車の安全な通行を確保するため、終点部の変更及び道路構造令の改正等を踏まえた道路横断構成の見直しを行うものである。

3 変更の内容

次のように都市計画を変更する。

名称	内容
3・3・3 号野崎こ線橋通り	<ul style="list-style-type: none">・那須塩原都市計画道路 3・3・9 号産業通りとの接続部から起点へ向かう変更区間（約 340m）における道路幅員を 25.0m から 22.75m に変更する。・那須塩原都市計画道路 3・3・9 号産業通りとの接続に伴い、終点側約 330m の都市計画を廃止し、終点の位置を変更する。これに伴い延長を約 5,130m から約 4,800m に変更する。